【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名： NPO法人　東京障害者乗馬協会　]

[記載日：令和5年3月14日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

| 項目 | 対応状況 |
|---|---|
| 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 | |
| (1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>特定非営利活動促進法を遵守し、同法に基づいて定款を策定し、活動を行っている。 | |
| (2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。 | |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |

| | |
|---|---|
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>事業運営に当たっては関係法令等を把握し、それらに即した事業運営を行っている。現在、個人情報保護についての規程の明確化に向けて作業中。 | |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>総会において、事業報告及び決算をはじめとする諸項目について議決し、理事会において、総会の議決した事項の執行に関する事項について議決を行っている。また監事により、理事の業務執行状況および当該法人の財産の状況について監査を行う等している。 | |
| 原則**2** 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>定款において目的を掲げ，HPやリーフレットなどにも、障害者が乗馬を通じてレクリエーションや機能回復の機会を推進するとともに、スポーツとしての障害者乗馬を楽しみ、幅広い交流を図る機会を推進することを公表している。 | |
| 原則**3** 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 | |

| | |
|---|---|
| (1)　役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>役職員に対し、公開されている研修動画等を活用してコンプライアンス教育や研修を実施。引き続き教育の機会を設けることや適切な研修等への参加を促進していく。 | |
| (2)　指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>指導する立場のメンバーについて、コンプライアンス教育や研修等を実施。競技者についても、研修等への参加を促進していく。 | |
| 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 | |
| (1)　財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>理事の報酬等や資産については定款で明確に定めているほか、会計については特定非営利活動促進法に掲げる原則に従って行うこととし、役員と監事との間で日常的な情報共有や連携体制の構築に取り組んでいる。 | |

| | |
|---|---|
| (2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，ガイドライン等を遵守しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>公的助成の利用に際しては、関連する法令やガイドラインに従い，適切な処理を行っている。<br>公的助成に関する手続等の運用規程については今後定めることを検討する。 | |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>会計処理の内容については、関係書類を毎事業年度終了時に、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決を経ることとなっている。 | |
| 原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。 | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | A |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br>財産目録の開示（特定非営利活動促進法第14条）及び役員名簿、定款、認証・登記に関する書類の写しの開示（法第28条）、事業報告書、計算書類等の開示（法第28条・第29条）を実施している。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | A |

| |
|---|
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）<br><br>ガバナンスコードの順守状況について開示している。 |
| 原則**6** 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜**NF**向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。 |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF向け＞の規定があるか<br><br>（ある場合は下欄に記述） |

| | |
|---|---|
| 原則■について | |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |
| 原則■について | |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |

| | |
|---|---|
| 原則■について | |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |
| 原則■について | |
| （現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） | |